

第3次一宮市障害者基本計画・第6期一宮市障害福祉計画・ 第2期一宮市障害児福祉計画（案） 概要

第1章 計画の策定にあたって

■ 計画の趣旨・期間

障害の有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障害福祉施策を総合的に推進していくため、令和3年度に始まる新たな計画を一体的に策定するものとします。

- ・第3次障害者基本計画 【障害者基本法】 令和3年度～令和8年度（6年間）
障害者施策の総合的かつ計画的に推進するための理念や方針、施策・事業を定める計画です。
- ・第6期障害福祉計画 【障害者総合支援法】 令和3年度～令和5年度（3年間）
各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。
- ・第2期障害児福祉計画 【児童福祉法】 令和3年度～令和5年度（3年間）
各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

第2章 一宮市の障害のある人の現状と今後の方向性

■ 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は 19,871 人（令和元年度末）となっています。人口千人あたりの障害者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。

18歳未満の手帳所持者数については、身体障害者手帳所持者数は横ばいである一方、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

■ 障害福祉サービス等の利用状況

前計画における障害福祉サービス等の見込み量と利用実績の比較を示しています。

■ 現状の課題と今後の方向性

項目ごとに、全国的な動向、前計画の評価、アンケート調査等から踏まえた「現状」と「今後の方向性」を示しています。

第3章 計画の基本的な考え方

■ 基本理念

障害のある人もない人も、誰もがそれぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、同じ地域の中で共に育ち、お互いに支え、いきいきと暮らせるまちを目指し、基本理念を「**だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮**」と定めます。

■ 重点戦略

重点戦略1 障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立

重点戦略2 子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化

重点戦略3 自立に向けた就労支援体制の充実

■ 施策の体系

基本理念を実現するための基本目標を設定し、基本目標ごとの施策を示しています。

第4章 施策の展開

■ 基本目標

基本目標・施策ごとに、基本理念を実現するための主な取り組みを示しています。

第5章 障害福祉サービス等の提供体制

■ 成果目標・活動指標の設定

国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた数値目標等を掲げています。

■ 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

本計画における障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量を示しています。

■ 障害児通所支援等の見込み量と確保方策

本計画における障害児通所支援等の見込み量を示しています。

第6章 計画の推進に向けて

■ 推進体制

計画の推進体制や進捗管理体制を示しています。